

陳情第78号	受理年月日	令和7年12月3日		
付託委員会	環境水道防災委員会			
件名	市内でのオスプレイを含む自衛隊機の夜間訓練・低空飛行訓練を行わないことを防衛省などに求める陳情について			
要旨				
<p>2014年の安倍政権による集団的自衛権の行使容認、2022年の岸田政権による安保三文書の策定、さらには現高市政権の軍事費GDP比2%前倒し実施や安保三文書の前倒し改定など、戦争放棄を謳った憲法を持つ日本が、益々軍事力を強めている。</p> <p>2025年の夏、暫定配備されていた千葉県の木更津駐屯地からV-22と呼ばれる自衛隊のオスプレイ17機が、佐賀空港に隣接された佐賀駐屯地に移駐した。この17機の中には、2024年10月に与那国島で事故を起こして機体の一部が壊れたものや、木更津駐屯地を飛び立ったものの、すぐに警告ランプがつき木更津駐屯地に引き返したのち、数日後に佐賀駐屯地まで飛んできた機体もある。</p> <p>「空飛ぶ棺桶」と呼ばれるオスプレイは、あまりの事故の多さにすでに製造中止となっている。こんな危険なオスプレイであるが、8月20日以降、飛行訓練は九州各県で行われている。北九州市では以前から、市内上空で自衛隊機が飛行訓練を行っていたが、最近はこれまで以上に自衛隊機の飛ぶ音を耳にするようになった。そのような中、防衛省は自衛隊機の低空飛行訓練を計画している。航空法では「人口密集地で300メートル、その他の地域では150メートル以下で飛行することはできないが、国土交通省の許可を受けた場合はこの限りではない」となっている。</p> <p>2025年6月に田村貴昭衆議院議員が内閣に提出した質問主意書に対する当時の石破首相の答弁書には、次のような部分がある。</p> <p>「現時点で、九州地方の上空において、国土交通大臣の許可を受けて、V-22を除く陸上自衛隊の航空機による低空飛行が可能となっている区域の名称について、都道府県別にお示しすると、次のとおりである」として、九州・沖縄の85か所の地域を示し、その中に福岡県は16か所、北</p>				

九州市は曾根訓練場、富野弾薬庫、小倉駐屯地の3か所の名前がある。この答弁書の最後には「V-22が、今後、これらの地域において、低空飛行訓練を実施する可能性はある」とも記されている。

現在、オスプレイは築城基地や芦屋基地に頻繁に訓練で飛んできており、北九州市上空も必然的に飛んでいる。市民にとって、市内上空をオスプレイを含む自衛隊機が飛ぶだけでも大きな不安であるのに、低空飛行訓練などもってのほかである。

さらに防衛省は12月15日以降、九州各地の自衛隊施設周辺でオスプレイの夜間飛行訓練を実施するとし、築城基地や芦屋基地でも訓練が行われるようになっている。防衛省の資料によるとオスプレイは、河川や高速道路など識別が可能な地形を参考に飛行する「有視界方式」で飛行しており、目的地への飛行に際してはパイロットの判断に委ねられ、定まった飛行ルートはない。

私たちは、オスプレイを含む自衛隊機の危険極まりない低空飛行訓練・夜間訓練を北九州市の上空で行わないよう、北九州市議会として、防衛省及び九州防衛局に意見書を提出するよう陳情する。

陳情事項

1. 自衛隊機の低空飛行訓練がいつから行われているのか、又は、いつから行われるのかについて、九州防衛局に対し確認するように担当部局を指導すること。
2. オスプレイを含む自衛隊機の市内での夜間訓練・低空飛行訓練を行わないよう、市議会として防衛省と九州防衛局に要請すること。